■■事業協同組合等の決算期の諸手続一覧■■

事業年度末が 基準	◎出資金の変更登記を… ∫主たる事務所では4週間以内に 従たる事務所では5週間以内に	1 申請書 2 監事の証明書 3 委任状
	◎法人税、消費税、地方税の確定申告を2カ月以内に	1 申告書 2 貸借対照表 3 損益計算書 4 損(益)金処理(処分)案
通常総会の日が 基準	◎行政庁への決算関係書類の提出総会決議後2週間以内に (注)通常総会は毎事業年度修了後、定款に定める期間内に 必ず開催すること	1 届出書 2 事業報告書 3 財産目録 4 貸借対照表 5 損益計算書 6 剰余金の処分又は損失の処理の 方法を記載した書面 7 通常総会議事録
定 款 変 更	◎行政庁への定款変更の認可申請…総会決議後すみやかに 名称、地区、公告方法、事業の変更、組合員の資格、 出資の払込の方法、出資1口の金額、役員の定数、 役員の任期、その他定款中の条文を変更したとき ※下線は登記事項	1 申請書2通2 定款変更理由書2通3 定款変更箇所を記載した書面2通4 総会議事録2通(注)事業変更の場合は変更後の事業計画書・同収支予算書を添付する。
	◎定款変更登記… ∫ 主たる事務所では認可書の到着後2週間以内に 従たる事務所では認可書の到着後3週間以内に 名称、地区、公告の方法、事業、出資の払込の方法、 出資1口の金額	1 申請書 2 定款変更認可書 3 総会議事録 4 委任状
役 員 変 更	◎行政庁へ役員変更届出書の提出就任後2週間以内に ※但し、前役員と全て同じであれば、行政庁への届出は 不要です。	1 届出書 2 変更した事項を記載した書面 3 変更理由書 4 理事会議事録
	◎役員の変更登記… ∫主たる事務所では就任後2週間以内に 従たる事務所では就任後3週間以内に (注) 同一人物が再選(重任)された場合でも、定款記載の 任期毎に必ず登記すること	1 申請書 2 定款 3 総会議事録 4 理事会議事録 5 就任承諾書 6 辞任届 7 委任状
事務所の移転	◎事務所移転の登記移転後2週間以内に	1 申請書 定款変更が 2 総会議事録 まった場合のみ 3 定款変更の認可書 のみ 4 理事会議事録 5 委任状



- ※従来(平成27年4月1日)より、組合員の資格として定められる事業が近畿運輸局・神戸海運監理部・近畿厚生 **局等の所管する**事業や定款で定める「地区」が**神戸市内に限定される等の場合**、組合を所管する行政庁が変更に なっております。
- ※平成29年4月1日より**近畿農政局が所管している組合等**の事務・権限が**地方農政局長から各都道府県知事に**移譲 されることとなりました。つきましては提出先が変わることにご留意いただきますよう宜しくお願い致します。

主たる組合事務所	提出先(課)及び所在地	提出書類の宛名
神戸市	神戸県民センター 県民課(商工労政担当) 〒650-0004神戸市中央区中山手通6-1-1(TeL078-361-8637)	
尼崎市、西宮市、芦屋市	阪神南県民センター 産業振興班 〒660-8588尼崎市難波町5-21-8 (IEO6-6481-7673)	
伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町	阪神北県民局 地域振興課(産業振興担当) 〒665-8567宝塚市旭町2-4-15 (Te.0797-83-3155)	
明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町	東播磨県民局 県民課(ものづくり産業担当) 〒675-8566加古川市加古川町寺家町天神木97-1 (NO79-421-9414)	
三木市、小野市、西脇市、 加西市、加東市、多可町	北播磨県民局 県民課(商工労政担当) 〒673-1413加東市社字西柿1075-2 (Ta.0795-42-9415)	
姫路市、神河町、市川町、 福崎町	中播磨県民センター 産業観光課 〒670-0947姫路市北条1-98 (IEO79-281-9260)	兵庫県知事
相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、太子町、上郡町、 佐用町	西播磨県民局 地域づくり課(商工労政担当) 〒678-1205赤穂市上郡町光都2-25(IEO791-58-2141)	
豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町	但馬県民局 地域づくり課(産業観光担当) 〒668-0025豊岡市幸町7-11 (IEO796-26-3686)	
洲本市、南あわじ市、淡路市	淡路県民局 商工労政課 〒656-0021洲本市塩屋2-4-5(IEL0799-26-2086)	
篠山市、丹波市	丹波県民局 地域振興課(産業・ツーリズム課) 〒669-3309丹波市柏原町柏原688 (ILO795-73-3784)	
本庁	兵庫県 産業労働部 産業振興課 経営商業課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1(IaO78-362-3313)	
神戸市	神戸市 経済観光局経済部 経済政策課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 (IEO78-322-5323)	神戸市長

▶申請・問い合わせ窓口: https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_00000075.html 兵庫県中小企業組合 検索 へ

※ご提出いただいています決算関係書類、役員変更、定款変更の認可申請や届出その他、手続きや申請先等の相談 は、兵庫県中央会(TEL078-331-2045)にご照会下さい。